

学校感染症による療養報告書の提出について

学校安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症(下記表参照)に罹患した場合には、基準に定められた期間は登校することができません。これらの感染症と診断を受けた場合には、医師に「発症日」と「登校再開可能な日」を確認するとともに、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校してください。また、お子さまが回復し登校する際には、保護者の方が以下の「療養報告書」を記入し、受診した医療機関の明細書(コピー)を添えて担任までご提出ください。

療養報告書 (医療機関名 〇〇クリニック 受診日 令和5年12月1日)

該当疾患に✓	疾患名	登校再開の目安	
<input checked="" type="checkbox"/>	インフルエンザ (A B 他) ↑いずれかに○ ※目安の2つに✓があるか確認→	<input type="radio"/>	発症日の翌日から数えて5日を経過している
		<input checked="" type="radio"/>	解熱した日の翌日から数えて2日を経過している
	新型コロナウイルス感染症 ※目安の2つに✓があるか確認→		発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日から数えて5日を経過している
			症状が軽快*した日の翌日から数えて1日を経過している *解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了している	
	麻しん（はしか）	解熱した日の翌日から数えて3日を経過している	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は耳下腺の膨張が発現した日の翌日から数えて5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっている	
	風しん	発疹が消失している	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している	
	咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消退した日の翌日から数えて2日を経過している	
	結核	異なった日の喀痰検査の結果が連続して3回陰性となる、医師により感染のおそれがないと認められている	
	髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎↑当てはまる疾患に○	医師により感染のおそれがないと認められている	
	溶連菌感染症	抗生素内服後24時間が経過し、全身状態が良い	
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能が正常になっている (B型・C型：出席停止不要)	
	感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、全身状態が良い	
	マイコプラズマ肺炎	発熱や咳等の症状が改善し、全身状態が良い	
	RSウイルス感染症	A型・E型：肝機能が正常になっている (B型・C型：出席停止不要)	
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ・手足口病	発熱や口・喉の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態改善すれば登校可能	
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している、適切に覆っていれば登校可能	
	その他の感染症（）	医師により感染のおそれがないと認められている	

12月1日(発症日)より療養中のところ、症状が軽快し、上記経過のとおり回復したことを報告します。よって、12月7日より登校します。上記のとおり、相違ありません。

1年 1組 1番 生徒氏名

野田 太郎

令和5年12月7日 保護者氏名(自筆)

野田 一郎(父)